

9 月 6 日 (月)

令和3年9月6日（月曜日）

午前10時0分開会

出席議員（38名）

- 1 番 有 岡 浩 一 （郷中の会）
- 2 番 坂 本 康 郎 （公明党宮崎県議団）
- 3 番 来 住 一 人 （日本共産党宮崎県議会議員団）
- 5 番 武 田 浩 一 （宮崎県議会自由民主党）
- 6 番 山 下 寿 （同）
- 7 番 窪 菌 辰 也 （同）
- 8 番 脇 谷 のりこ （同）
- 9 番 佐 藤 雅 洋 （同）
- 10番 安 田 厚 生 （同）
- 11番 内 田 理 佐 （同）
- 12番 日 高 利 夫 （同）
- 13番 中 野 一 則 （同）
- 14番 冨 師 博 規 （無所属の会 チームひまわり）
- 15番 重 松 幸次郎 （公明党宮崎県議団）
- 16番 前屋敷 恵 美 （日本共産党宮崎県議会議員団）
- 17番 渡 辺 創 （県民連合宮崎）
- 18番 岩 切 達 哉 （同）
- 19番 井 本 英 雄 （宮崎県議会自由民主党）
- 20番 横 田 照 夫 （同）
- 21番 外 山 衛 （同）
- 22番 山 下 博 三 （同）
- 23番 右 松 隆 央 （同）
- 24番 西 村 賢 （同）
- 25番 二 見 康 之 （同）
- 26番 日 高 陽 一 （同）
- 27番 井 上 紀代子 （県民の声）
- 28番 河 野 哲 也 （公明党宮崎県議団）
- 29番 田 口 雄 二 （県民連合宮崎）
- 30番 満 行 潤 一 （同）
- 31番 太 田 清 海 （同）
- 32番 坂 口 博 美 （宮崎県議会自由民主党）
- 33番 野 崎 幸 士 （同）
- 34番 徳 重 忠 夫 （同）
- 35番 日 高 博 之 （同）
- 36番 星 原 透 （同）
- 37番 蓬 原 正 三 （同）
- 38番 丸 山 裕次郎 （同）
- 39番 濱 砂 守 （同）

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|-----------------|-----------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 日 隈 俊 郎 | 日 隈 俊 郎 |
| 副 知 事 | 永 山 寛 理 | 永 山 寛 理 |
| 総 合 政 策 部 長 | 松 浦 直 康 | 松 浦 直 康 |
| 政 策 調 整 監 | 渡 辺 善 敬 | 渡 辺 善 敬 |
| 総 務 部 長 | 吉 村 久 人 | 吉 村 久 人 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 小 田 光 男 | 小 田 光 男 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 重 黒 木 清 | 重 黒 木 清 |
| 環 境 森 林 部 長 | 河 野 讓 二 | 河 野 讓 二 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 横 山 浩 文 | 横 山 浩 文 |
| 農 政 水 産 部 長 | 牛 谷 良 夫 | 牛 谷 良 夫 |
| 県 土 整 備 部 長 | 西 田 員 敏 | 西 田 員 敏 |
| 会 計 管 理 者 | 横 山 幸 子 | 横 山 幸 子 |
| 企 業 局 長 | 井 手 山 義 哉 | 井 手 山 義 哉 |
| 病 院 局 長 | 桑 山 秀 彦 | 桑 山 秀 彦 |
| 財 政 課 長 | 石 田 涉 | 石 田 涉 |
| 教 育 長 | 黒 木 淳 一 | 黒 木 淳 一 |
| 公 安 委 員 長 | 島 津 久 友 | 島 津 久 友 |
| 警 察 本 部 長 | 佐 藤 隆 司 | 佐 藤 隆 司 |
| 代 表 監 査 委 員 | 緒 方 文 彦 | 緒 方 文 彦 |
| 人 事 委 員 長 | 濱 砂 公 一 | 濱 砂 公 一 |

事務局職員出席者

- | | | |
|-----------------|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 酒 匂 重 久 | 酒 匂 重 久 |
| 事 務 局 次 長 | 日 高 民 子 | 日 高 民 子 |
| 議 事 課 長 | 児 玉 洋 一 | 児 玉 洋 一 |
| 政 策 調 査 課 長 | 鬼 川 真 治 | 鬼 川 真 治 |
| 政 策 調 査 課 長 補 佐 | 山 崎 孝 明 | 山 崎 孝 明 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 佐 藤 亮 子 | 佐 藤 亮 子 |
| 議 事 課 主 査 | 内 田 祥 太 | 内 田 祥 太 |
| 議 事 課 主 事 | 山 本 聡 | 山 本 聡 |

◎ 開 会

○中野一則議長 これより令和3年9月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○中野一則議長 会議録署名議員に、星原透議員、太田清海議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中野一則議長 まず、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る8月27日及び本日の議会運営委員会において、本日招集されました、令和3年9月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計25件、その内訳は、補正予算2件、条例7件、予算・条例以外16件であります。このほか、6件の報告があります。また、決算議案が追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から10月11日までの36日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

本定例会は、9月9日から2日間の日程で代表質問、13日から3日間の日程で一般質問を行います。

一般質問終了後、人事案件を採決し、その他の議案・請願について、所管常任委員会への付

託を行います。

9月16日、17日、21日の3日間の日程で各常任委員会を開催し、27日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

引き続き、決算議案を上程し、9月30日の本会議で決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することにしております。決算特別委員会は、9月30日から10月7日までの間に開催し、11日の最終日に、決算特別委員長の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び決算以外の特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑かつ充実した議会運営に特段の御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○中野一則議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○中野一則議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から10月11日までの36日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日から10月11日までの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議員の辞職許可

○中野一則議長 ここで、渡辺創議員から辞職願が提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

辞職願

私 儀

このたび、一身上の都合により、県議会議員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

令和3年9月6日

宮崎県議会議員 渡辺 創

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました渡辺創議員の辞職の件を議題といたします。

この場合、渡辺創議員は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退席願います。

[渡辺創議員退席・退場]

○中野一則議長 お諮りいたします。

渡辺創議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議ありませんので、渡辺創議員の辞職は許可されました。

暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時8分再開

◎ 議案第1号から第25号まで上程

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第25号までの各号議案の送付を受

けましたので、これらを一括上程いたします。

[巻末参照]

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。

令和3年9月県議会定例会の開会に当たり、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、3点御報告を申し上げます。

1点目は、本県の新型コロナウイルス感染症対策の状況についてであります。

8月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」の本県への初めての適用が決定しました。これは、本県からの要請を踏まえ、国において県内の感染状況等を分析した上で決定されたもので、期間は、8月27日から9月12日までとなります。この決定を受け、県では翌26日、医療関係の専門家や市町村長との協議・意見交換を行った上で、県対策本部会議を開催し、感染状況が特に厳しい宮崎市、日向市及び門川町の2市1町を重点措置区域に指定しました。

当該区域におきましては、飲食店等に対する終日の酒類の提供停止や、飲食を主とする店舗におけるカラオケ設備の利用停止、また、大規模集客施設等に対し、午後8時までの営業時間の短縮や、入場者の整理など感染を防止するための新たな協力要請等を行っております。

また、この「まん延防止等重点措置」の適用に合わせ、8月31日を終期としていた県独自の緊急事態宣言及び県下全域の飲食店等に対する営業時間短縮要請についても、9月12日まで延長しました。

「まん延防止等重点措置」の適用初日となった8月27日には、私も宮崎市長とともに、市内の繁華街「ニシタチ」を回り、直接、飲食店等の皆様に対し、営業時間の短縮や酒類の提供を行わないことについて、御協力をお願いしたところであります。

県民の皆様や事業者の皆様には、県独自の緊急事態宣言の発令に加え、今回の国の「まん延防止等重点措置」により、さらなる御負担、御不便をおかけすることになり、誠に心苦しく思い、知事として重く受け止めております。感染力の強いデルタ株が猛威を振るう中、感染拡大の抑え込みに向けて、今がまさに正念場であり、県民が心を一つに感染防止対策に取り組んでいく必要があります。県としましては、県民の皆様、県内事業者の皆様に対し、分かりやすく丁寧な説明を行いながら、行動要請への御理解・御協力をいただくとともに、時短要請等に応じていただけない飲食店等に対しては、必要に応じて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく命令・過料の手続きを進めてまいります。

県内における感染者の状況は、昨日時点で、入院155名、宿泊療養施設での療養108名、自宅での療養452名、うち重症者は8名となっており、引き続き、県内の医療提供体制は非常に厳しい状況にあります。また、今般の第5波では、県内で6名の方がお亡くなりになりました。お亡くなりになった方々に対し、県民を代表して哀悼の誠をささげますとともに、御遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。

現在、県では医療機関等と連携し、県民の命を守る医療提供体制の強化に総力を挙げて取り組んでいるところであります。

まず、入院受入れ病床について、私自身が直

接、県内の医療機関に対し、新たな病床確保について協力要請を行うなど、追加で20床を確保し、合計で327床を確保しております。また、既存の入院受入れ医療機関における病床についても、県立病院はもちろんのこと、各医療機関と個別に調整を行い、一般医療との両立が可能なぎりぎりのラインで、その稼働数の拡大を図っているところであります。

また、急増する宿泊療養者及び自宅療養者の重症化リスクを低減するため、宮崎大学病院と連携し、予防的措置として抗体カクテルの投与を行うとともに、県が運営する臨時の医療施設の開設に向けた準備を進めております。

なお、9月12日までとされている「まん延防止等重点措置」の終期につきましては、国が最終的に決定することとなりますが、県としましては、感染状況等を的確に分析しながら、国との情報共有に努めてまいります。また、県独自の緊急事態宣言についても、県内の感染状況や医療提供体制の状況等を踏まえ、その取扱いについて総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、県内の学校における対応についてであります。

今回の第5波では、全国的に小・中・高校生を含む若年層の感染者数が増加していることから、新学期を迎えるに当たり、子供たちを感染拡大から守り、その学びを保障するため、教育委員会において、改めて学校において留意すべき事項をまとめ、「持ち込ませない」「広げない」「学びを止めない」ための新型コロナ対策に係る取組を強化したところであります。

まず、学校にウイルスを「持ち込ませない」ために、各家庭の協力が不可欠であることから、検温、マスク、手洗いといった基本的な感

染対策を徹底することなど、家庭での感染予防対策の徹底を呼びかけております。

また、「広げない」対策として、抗原検査簡易キットを合計で6,000個以上、学校に配備するとともに、教職員へのワクチン接種の加速化に向けて、県の大規模集団接種や市町村ごとの個別接種を勧奨しております。

さらに、「学びを止めない」よう、オンラインを活用した健康観察や学習課題等の配信、教師と自宅をつないだ学習指導を可能な限り行うなど、登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、子供たちとのコミュニケーションを絶やさず、学びの保障にしっかりと取り組んでまいります。

今月に入り、県内の1日当たりの新規感染者数は100名を下回ってきておりますが、依然として極めて多い状況が続いており、医療提供体制の逼迫など、予断を許さない状況に変わりはありません。今後も適時的確な対策を講じながら、県民の命と健康を守る取組を進めてまいりますので、県議会をはじめとする県民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2点目は、高速道路の整備についてであります。

九州中央自動車道高千穂日之影道路日之影深角インターチェンジー平底交差点間の2.3キロメートルが、8月21日に開通しました。

天候にも恵まれた当日は、中野議長をはじめ関係議員の方々にも御出席いただき、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底しながら、県などの主催で開催式を挙行いたしました。沿道には、開通を待ちわびた地元の方々笑顔があふれ、関係者の皆様の大きな喜びと期待を実感いたしました。この道路は、西臼杵地域はもとより、県

北地域の暮らしや経済、医療環境の進展に大きく寄与するものと考えております。今回の開通により、平成30年に開通した雲海橋交差点一日之影深角インターチェンジ間とを合わせた高千穂日之影道路延長5.1キロメートルについて、連続しての通行が可能となりました。

これまで、開通に向け力強い御支援をいただきました県議会の皆様をはじめ、御尽力をいただきました国土交通省や関係者の皆様に、心からお礼を申し上げます。

今後とも、一日も早い、県内高速道路の全線開通と暫定2車線区間の4車線化を目指し、全力で取り組んでまいります。

3点目は、「スポーツランドみやざき」についてであります。

昨日9月5日、東京パラリンピックが閉会しました。本県では、7月2日から8月24日までの間、オリンピック及びパラリンピックに係る6種目8か国の海外代表12チームの事前合宿が行われたところであります。県内の宿泊施設をはじめ、ボランティアや関係の皆様の感染防止対策、さらには献身的なサポートなど多大な御尽力により、一人の感染者も出ずことなく、無事に合宿の受入れを行うことができ、深く感謝申し上げます。

オリンピックにおいて、金メダル1個を含む計3個のメダルを獲得したイギリス・トライアスロンチームをはじめとする各国代表チームからは、本県の合宿環境への高い評価をいただいております。また、ほぼ全てのチームがメダルを獲得するなど、すばらしい成績を残しておられます。

本県としては、今回の合宿受入れの経験を生かし、今後とも「縁起の良い、結果の出る」宮崎をアピールしながら、「スポーツランドみや

ぎき」のさらなる発展に結びつけてまいります。

また、オリンピック柔道男子日本代表の井上康生監督、スケートボード女子パークのスカイ・ブラウン選手など、本県出身や本県ゆかりのメダリストの方々に、県民栄誉特別賞、県民栄誉賞及びスポーツランドみやぎき特別表彰を授与することとしました。さらに、パラリンピック陸上女子400メートル入賞の外山愛美選手など、オリンピック・パラリンピックで活躍された選手等への表彰を予定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、大会が1年延期になるなど、数々の困難を乗り越え、真摯に競技に向き合うアスリートの姿は、県民の皆様をはじめ、世界中の多くの人々に深い感動と希望を与えたものと考えております。今回の東京オリンピック・パラリンピックに出場された本県ゆかりの選手、大会関係者の方々に對し、また、この大会の開催に御尽力をされた組織委員会やボランティアの方々など全ての関係者に対し、心から敬意を表するとともに、その栄誉をたたえたいと存じます。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計で115億2,205万8,000円、公営企業会計で2億8,300万円であります。この結果、一般会計の予算規模は6,742億3,573万4,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金2億7,231万9,000円、財産収入6,596万5,000円、繰入金1億8,750万円、繰越金103億8,547万円、諸収入6億1,080万4,000円であります。

以下、一般会計補正予算案に計上いたしました主な事業について御説明いたします。

まず、新型コロナ対策につきましては、さきの8月県議会臨時会におきまして、国の「まん延防止等重点措置」の適用に当たって必要な経費をお認めいただいたところであり、早急に対策を講じているところでありますが、9月補正予算案として、今年度後半に向け対策を強化するための事業を計上しております。

第1に、県内の医療関係の学生等が実習を行う際、実習施設での感染防止対策として、事前にPCR検査を行う体制を整備します。

第2に、介護施設等における感染拡大を防止するためのゾーニングなど、環境の整備を支援します。

第3に、新型コロナの感染が確認された患者の方々が入所いただく宿泊療養施設の確保及び運営を強化します。

これらの事業によりまして、きめ細かく丁寧な新型コロナ対策を実施してまいります。

次に、新型コロナ対策以外としまして、鳥獣による農林作物被害の減少を図るための事業や、農作物生産の収益力向上に計画的に取り組む産地の生産体制強化などを支援するための事業を計上しております。

また、令和2年度に概算払いで受け入れた新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の精算に伴う国への返還分を計上しております。

そのほか、令和2年度の決算により生じた剰余金の一部について、地方財政法の規定に基づき、県債管理基金への積立てを行うこととしております。

次に、主な債務負担行為の設定についてであります。宮崎市に整備を予定しております「屋外型トレーニングセンター」について、令和4年度の整備に係る設計・建設費として、債務負担を設定するものであります。

これは、本県におけるポストコロナを見据えた「スポーツランドみやぎ」の新たな展開を図り、そのブランド力の向上、観光振興、競技力向上のシンボリックな施設として、シーガイア・オーシャンドーム跡地にラグビー、サッカー、陸上等のトップアスリート等の合宿拠点を整備するものであります。

2年後に迫るラグビーワールドカップフランス大会に向けた日本代表チームの事前合宿の誘致を実現し、成功させるため、令和4年度中に施設整備を行う必要があることから、今年度中に設計・建設一括の企画提案競技を実施し、事業者選定を行う予定としております。

補正予算の概要については、以上であります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第3号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが変更されたことに伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第4号「宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」は、食品等取扱条例の廃止等に伴い、オンライン化の適用除外となる手続の変更等を行うものであります。

議案第5号から第9号につきましては、法律等の改正に伴い、宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例外4条例の一部を改正するものであります。

議案第10号は、新宮崎県体育館建設主体工事の請負契約の締結について、議会の議決に付す

べき契約に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第11号は、県プール整備運営事業の事業契約の締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第12号は、県立高等学校等の低所得世帯の生徒が使用するタブレットPCの取得について、議案第13号は、元県立都農高等学校の土地及び建物を都農町の世代間交流等総合拠点施設の用地に供するものとして処分することについて、いずれも財産に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第14号は、刑事事件における証拠物件の還付手続の不備に係る民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第15号は、公安委員会委員江藤利彦氏が令和3年10月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく江藤利彦氏を任命いたしたく、警察法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第16号は、人事委員会委員濱砂公一氏が令和3年10月24日をもって任期満了となりますので、その後任委員として佐藤健司氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第17号から議案第25号につきましては、公害審査会委員9名が、令和3年10月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

このうち議案第20号は、鶴田来美氏の後任委員として吉永砂織氏を、議案第23号は、原田隆

令和3年9月6日(月)

典氏の後任委員として山下裕亮氏を、また、議案第17号外6議案につきましては、山崎里都子氏外6名の後任委員として、同じく、山崎里都子氏外6名をそれぞれ任命いたしたく、公害紛争処理法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日7日から8日までは、議案調査のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、9日午前10時から、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時29分散会